



学校運営協議会規則が改正されました！



重要 改正の内容

学校運営に関する基本的な方針の中に、教育職員(つまり先生)の
「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」が追加されました！

POINT 1 「学校運営協議会規則」は次のように変わりました

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育課程の編成に関すること。

(2) 学校教育目標に関すること。

(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

(4) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

校長先生は
「働き方改革の方針」を
作成します。

POINT 2 「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」の承認とは？

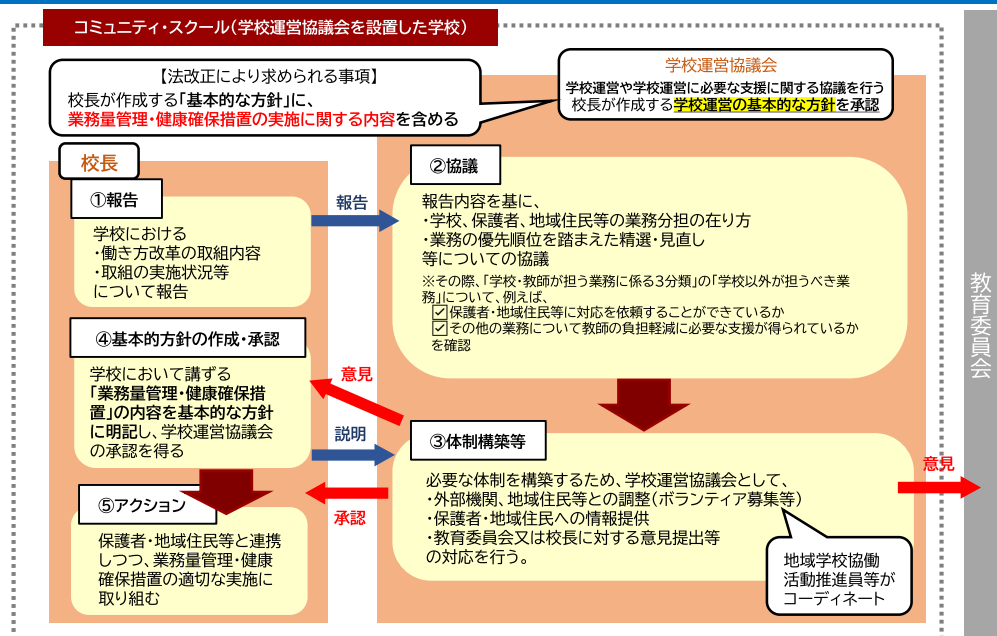
学校の働き方改革について、**方向性を共有** することです。

この改正は、「教職員がこどもたち一人一人と向き合い、教育活動に専念できる環境づくり」を、学校と学校運営協議会との共通認識にするためのものです。

今、学校運営協議会では、「どんな教育を行うのか(学校運営の基本方針、教育課程)」を承認していますが、教職員の働き方改革を進めるためには、「承認した教育課程等を担う教職員の業務に、無理は生じていないか」を一緒に考えていく必要があります。

学校の働き方改革の方向性を共有し、ご理解いただくことで、こどもたちの最適な教育環境につなげていきたいと考えています。

法改正を踏まえた対応例



規則はなぜ改正されるのか

今、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。ICTの活用による学びの変化、さまざまな背景を持つこどもたちへの支援など、先生に求められる業務はかつてないほど多様化・複雑化しています。

どんな時代においても、先生の最も大切な仕事はこどもたち一人一人としっかりと向き合って教育を行うことです。

こうした中、給特法^{※1}が改正され、教職員の働き方改革の促進が求められるとともに、学校運営協議会の根拠法令^{※2}が改正され、学校運営の基本方針に働き方改革の視点を盛り込むことが求められました。

※1 給特法…公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
※2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律



令和7年度は次の研修を実施しました！

会長・副会長研修&情報交換会

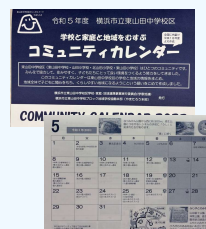
10月2日(木)、会長・副会長向けの研修を実施。八王子市で会長同士の情報交換会を立ち上げ初代会長を務めた金山滋美先生をお招きし、会長・副会長の役割についてのお話を伺いました。各々が自分なりの会長・副会長像を考えるたくさんのヒントをいただきました。



講義後の情報交換ではグループに分かれ理解を深めたいことや課題などを自由に話し合い、最後に先生からアドバイスをもらいました。

新任委員研修

10月14日(火)、教職員、公民館職員なども含めた新任委員研修を実施。CSマイスターの竹原和泉先生の講義とワークショップを行いました。初めて委員になれる方は、学校運営協議会っていったい何をするの？と不安がいっぱい。先生のわかりやすいお話しに、自分がやるべきことが見つかったとの声も。学校と地域の情報共有に有効と、研修内で先生が紹介した「コミュニティカレンダー」には皆さん興味津々でした。各校に持ち帰ってぜひ広めてほしいです！



要望研修

戸室小学校と厚木小学校で、学校ごとの困りごとに対応するための研修、「要望研修」を実施しました。会議の進め方、効果的な活動とは…研修であなたの学校が抱えるお悩み解決のヒントを見つけてみませんか？令和8年度も要望研修を実施します！気になる方は、ぜひ教育指導課にご相談ください。

会長研修&情報交換会

2月26日(木)、会長向けの研修を実施。厚木市の学校運営協議会の立ち上げから運営に至るまでご尽力された中川洋太先生から厚木市の学校運営協議会の成り立ち、今に至る経緯など含めてお話しいただきました。その後、協議会前の事前打ち合わせについての情報交換を実施。他校の情報を参考に、自校の運営に活かしたいと前向きなご意見をいただきました。

★上記の他に新任指導主事向けの研修を実施。地域とともにある学校づくりの推進に欠かせない学校運営協議会制度の趣旨や意義、指導主事としての役割や心構えを学んでいます。



意外に知らない？教育委員会のサポート

研修や視察参加への交通費をお支払い

「国や県等が実施する研修に参加してみたい！」、「〇〇市の学校運営協議会の取組が気になる。視察に行ってみたい」。そんな場合は、教育指導課にご相談ください。交通費をお支払いできる場合があります。

委員の給食費をサポート(年1回)

例えば…学校運営協議会で実施した事業についてこどもたちの生の声を聞くべく、児童・生徒と一緒に給食を食べて楽しく歓談。親睦も深め、午後はそこで聴き取った意見を含め事業の振り返りを協議会で実施…そんな時は、教育委員会が委員の給食費をサポートします！

「CSって何？どんな活動をしたらいいの？」—そんな疑問や不安の解消に少しでもお役に立てればと、この度「CSだより」を発刊しました。今後、年2回程度の発行を予定していますので、「こんな内容を取り上げてほしい」など、ご意見・ご要望がありましたら下記までご連絡ください。

厚木市 教育委員会 教育指導課 教育振興係

電話：046 (225) 2675 メール：8200@city.atsugi.kanagawa.jp